

実像としての宮地嚴夫の活動

黒田 宗 篤

一 はじめに

一—— 史実とは異なる宮地嚴夫像

宮地嚴夫⁽¹⁾（弘化四年生—大正七年没）が「宮地神仙道」という新興宗教団体の二代目教主だとするまことしやかな情報⁽²⁾が流布している。その影響を受けてなのか、國學院大學日本文化研究所の『神道事典』においても「宮地神仙道」という項目が設定され、「宮地水位」（最終かつ正式名は宮地再来、水位は号、宮地堅磐の名は数ある旧名の中の一つである）⁽³⁾が創始者、「宮地嚴夫」が道統継承者として紹介されている。しかし、これは史実ではない。

「宮地神仙道」の提唱者である神仙道本部創始者の清水宗徳が「非常識な迷信的分野ばかりを顕彰しようとするのは先人を冒瀆するも甚だしい」と方々から抗議されたと告

白しているように、国学者として著名であった宮地再来、宮地嚴夫の事績にファンタジー（fantasy）を交えて立教したものが「宮地神仙道」であった。「宮地神仙道」は、在世時の宮地嚴夫、宮地再来の主義、主張とは程遠い思想であったことが、既に諸研究の成果によって明らかにされている⁽⁴⁾。

実際の宮地嚴夫、宮地再来は、民俗学者の柳田國男が両者を「学者」と評価していたように⁽⁵⁾、共に皇典講究所の講師を務め、国学を研究していた学者であった。宮地嚴夫は、宗教や教派を「宗教にて之を云へば。一家の同胞にして。彼此抱く所の信仰を異にし。姉妹室に争ひて宗廟を傾くる」⁽⁶⁾、「我宗旨我党派有る事を知りて、実は我国家有る事を忘れたもので有ります」⁽⁷⁾などと述べて、天皇を中心とする国家を傾ける存在として危険視していた。宮地再来においても「日本神孫 宮地再来」⁽⁸⁾と名乗り、研究の志を「其素

旨たる第一皇室の尊厳且つ其根拠たる神祇の理由を説明する念⁽⁹⁾とする人物であつて、神社の神官と教派系教導職との完全分離を徹底させるように建白書⁽¹⁰⁾を提出するほどの一徹な宗教嫌いであつた。このような人物を宗教団体の教祖、教主として設定すること自体、いかに史実を無視した不適当な行為であるのかが理解できよう。当時の様子を知る柳田の評価を無視して、神仙道本部の広報を鵜呑みにすると、史実としての宮地嚴夫、宮地再来の実像を見失うことになる。

学者としての両者の業績及び玄学研究の件については、拙著「潮江天満宮神主宮地常磐・再来の學術研究について」、⁽¹¹⁾「宮地嚴夫による平田国学改良について」、⁽¹²⁾「宮地嚴夫著『本朝神仙記傳』について⁽¹³⁾」においてある程度の概要を示したのでそちらを参照されたい。

一―二 宮地嚴夫の主たる活動

それでは、史実における宮地嚴夫の活動とは、どのようなものであつたのか。彼の場合、宮中祭祀を含む宮内省の儀礼及び神社祭祀の創定が著名な業績として紹介されているが、彼の生涯にわたる活動を精査すると、多岐にわたっている。活動実態が確認できた主なものだけでも、土佐藩士、高知藩権少属、高知藩社寺係、伊勢神宮禰宜、平岡神

社少宮司、神宮教院第九教区大阪教会所教長代理心得、神宮教第十六教区高知本部長、神宮教教務課長兼弁理（管長田中頼庸の次席）、神宮教院感化院事務掛長、かなのくわい世話係・評議方、言語伝習所の設立、国語会の創立、国語伝習所講師賛成員、明治会幹事、宮内省式部職主席掌典、宮内省雅楽部長、宮内省楽部長、宮内省御歌所参候、宮内省式部官、大礼使事務官、壬辰組の編輯担当、神官伝習所発起賛成員、皇典講究所協議員・評議委員、全国神職会顧問・協賛、神社協会委員、神風会中央俱樂部顧問、玉鉾会幹事・評議員、一徳会顧問、雑誌「愛国」顧問、軍人普通学会倫理学科目講師、大日本実行会主監兼諮詢員、勅語下賜記念会発起人総代、禮典調査会準備委員、神社祭祀行事作法調査委員、帝室礼式取調係、内務省神社調査委員、神道同志会評議員、神職青年団顧問、神職講習会の講師、御即位記念会顧問、大日本礼典学会指導顧問などがある。これに加えて著書刊行、寄稿依頼をうけての諸雑誌への寄稿、各種講演・講習会の講師、第三者が出版する図書への序文及び題詠の寄稿、久邇宮の家庭教師といった活動をしていたので、その一々を分析すると紙面が不足することが理解できよう。

宮地嚴夫は、その生涯を「天皇に対して精神肉体共に奉仕せよと教諭することを以て天職とせられたる宮地翁⁽¹⁴⁾」と

総括された著名な「国家的精神家」⁽¹⁴⁾であった。実際、「我皇室の御祖宗を蔑如し、我国家の組織を攪乱せむとするに至りては、吾人は一步も仮すこと能はざるなり」⁽¹⁵⁾と発言していたように、天皇の尊厳を守り、朝旨を遵守する国体を守ることに人生の全てを捧げていたのである。そののみならず、大正七年の逝去直前に「天地と共にさかえん大御代をいはいまつりてゆくかたのしさ」⁽¹⁶⁾との辞世を遺して、死後においても皇室護衛の神となることを望んでいた。

本稿においては、宮地嚴夫の人生の軌跡である「天職」に直結する彼の国体護持活動を説明することで、これまで色物視されてきた「宮地神仙道」とはまるで違う史実に基づく宮地嚴夫像の一端を明らかにしたい。

二 宮地嚴夫の国体観について

宮地嚴夫の生涯が天皇の尊厳を守り、朝旨を遵守する国体を守ることに捧げられていたことは、既に述べた。当然のことながら百二十作以上にわたる彼の遺稿、講演記録の大部分は、この目的をもとに執筆されている。

彼が守ろうとした国体とはどのようなものであったのか。時期によって若干の修正がみられるが、基本的な国体観はかつての神宮教学を基盤において一貫している。

宮地嚴夫は、伊勢神宮の禰宜を勤め、その布教機関であ

る神宮教院、継続団体である神宮教に所属していた。明治十年代後半には神宮教幹事兼教務課長、管長の次席である弁理兼教務課長として全国の神宮教の教務を総括していた。彼自身も主導する立場にあった神宮教学の流れを汲む言説を採用していたのは当然ともいえよう。当時の神宮教学は、三條教則や十七兼題の影響もあって平田国学も採用されていたので、平田門下であった彼にとつては、親しみやすい言説であったと思われる。

まず、国体の中心となる天皇の御位は、人民によつて選ばれた「人立の君主」や国を奪つて自ら立つ「自立の君主」とする「擬君主」らとは違い、

其天立ノ君主ニ至テハ此類ノ者ニ非ス。所謂天地開闢ノ始メヨリ造化主宰ノ神宇内万生ノ為メ極ヲ立統ヲ垂レ無窮ニ勅シテ以テ天下ノ君主トナス。神之ヲ定メ人之ヲ奉ス。之ヲ称シテ天立ノ君主ト謂フ。則チ真君主ナルモノ是ナリ。今世界萬国古今ノ歴史ト實蹟トヲ察スルニ其帝ト称シ其王ト号スルモノ大概人立自立ノ二種ヲ出ス。而シテ我皇統ノミ特リ其天立ノ真君主タルヲ全フセリ。⁽¹⁷⁾

とする天地開闢の神より定められた「天立」の「真君主」であるという。その天皇の職掌は、「祭政一致」を行うことである。

我歷朝ノ皇上ハ、此天神天祖ノ神慮ヲ奉シ其心ヲ心トシ其道ヲ道トシ以テ天下ニ君臨シ、下ニ向ヒテハ天神天祖ニ代リテ億兆ヲ愛撫ス。是所謂愛國ナリ。又上ニ向ヒテハ其億兆ニ代リテ神祇ヲ崇敬ス。是即チ敬神ナリ。此敬神シテ祭儀ヲ行ヒ、愛國シテ政令ヲ施ス。其祭儀政令ニシテ二ナラス。一ニ天神ニ出テ一ニ皇上之ヲ施行ス。是所謂祭政一致ナリ。⁽¹⁸⁾

としてゐる。つまり、「天立」の君主である天皇は、天神天祖に向かつては人類の代表者として敬神の祭儀を行い、人民に向かつては天神天祖の神慮を奉じて慈愛をもつて愛國の統治を行う存在であるという。

宮地嚴夫が国体の起源を神代に求め、「天神の修理固成の詔命の如き。皇祖の天壤無窮の神勅の如きは。我此宇内無比の国体を成立せしめたる。根拠となりしもの」と⁽¹⁹⁾考えていたのは、天皇の御位が天神皇祖に起因すると考えていたことによる。

この発想は、明治十年代後半の脱稿と考えられる『国体之義ニ付上申案』から逝去二年前の講演である大正五年二月六日における「芝区神職会講演速記」⁽²⁰⁾まで考え方に変化はない。天皇の御位は、天地創造の神の天意に基づくこととすることから、統治される国は、

天祐を保有し。萬世一系の帝祚を踐給ふ帝室は。宇内

に對比無きなり。世界に類例無きなり。宇内に對比無く。世界に類例無き帝室は。即ち帝室中の帝室なれば。其帝室の直轄し給ふ所の帝國も。亦帝國中の帝國なるや。更に多言を要せざるべし。是れ余が今始めて云ひ出したる言に非ず。活眼の明を具し。卓見の識を有したる先輩諸氏の。數百年來続々輩出して。詳論細説殆ど余蘊無きに至り。世人も普く知りたる所なりし⁽²¹⁾

とする宇内無比の天祐を保有する帝室中の帝室であるとし、それは、彼の独断ではなく數百年來の公論であると述べている。

それでは、国体のもう一方の構成者である臣民とはどのような存在なのか。臣民の範囲については、新領土獲得の前後によって多少の変化が見受けられるが、説明自体に大きな相違はない。明治二十七年に旧來の説を纏めた『氏子之心得』において、臣民は、

本邦の種族たる神別皇別蕃別の差別無きに非ずと雖も、其本源に遡る時は所謂一源分派に過ずして其実専ら同族を以て成立しものなり。故に闔國恰も一家の如く皇室は宗家なり臣民は其支流余裔なり⁽²²⁾

とする皇室を「宗家」とする同族集団の一員で、

本邦にては皇祖皇宗の遺法に遵ひ、上は皇室より下億兆の臣民に至るまで皆祖宗歴世の神靈を祭るを以て至

重至大なる我國家の禮儀とす。即ち祭政一致なる所以なり。是を以て、本邦には皇典聖謨の外に別に布教の組織など云ふものは有こと無れど、人皆其祖宗の遺訓を奉じて仁義忠孝を旨とし、君臣父子夫婦兄弟朋友に倫常の道を失はず。中にも皇室の為に身を致すを以て無上の榮とし、生ては皇室臣民たり。死ては皇國の神となりて、上は皇基を守護し奉り、下は我子孫後裔の守護神となりて、永く其祭祀を受るものなりと決定し、爰に安心立命の地を得たりと信じたり⁽²³⁾

とする臣民としての矜持を持つものであるとしている。宮地嚴夫は、在世中はもとより、死後においても皇室護衛の神となつて天皇に尽し続ける意志であつたことが理解できよう。明治三十年代成立の『神道要領』においても

天神は吾人人類の父母にして、吾人人類は、又其子孫の子孫たるものなるに於てをや、子孫の子孫を以て、其父母の父母に事ふる、如何ぞ其意を奉ぜざることを得む、果して然らば、皇上の天意を奉じ給ひ、臣民の朝旨を遵守し奉るが如き、是豈天恩に報ずるに非ずして何ぞや⁽²⁴⁾

と説明し、

人類たるものは、必ず此皇上の聖旨を奉体し一には各自其力を窮め其職を尽し土物を繁殖し国用を供給し上

下一致以て國家の富強を企画し一には各自其意を誠に其心を正うし神祇を崇敬し倫常を守り君臣和親以て天下の平安を計畫すべし⁽²⁵⁾

とのライフスタイルを提案している。天皇が天意を奉じ臣民が朝旨を遵守することが、天神天祖の天恩に報いることであるとすする発想は、晩年の著作である『外人の問に答へたる神道』(大正元年)においても変化がみられない。

宮地嚴夫の想定する国体とは、「修理固成」、「天祖の神勅」といった天意に基づく「祭政一致」を実現する君臣關係が万世一系に続く国柄であつた。そして、皇祖皇宗による統御の道が「神道」なのだという。それは、「神道とは、此皇祖の定め給ひしによりて歷朝天皇の天下を統御し給ふ道⁽²⁶⁾を云へり」、「神道は。我皇祖皇宗即ち天神天祖の立給ひし所にして。凡人類たるもの、須臾も離る可からざる所の道なり。即ち歷朝の聖皇の扱て以て天下を統御し。臣民の頼て以て治化に浴する所の道なり。是を以て神道の外に皇道無く。皇道の外に神道無く。神道は即ち皇道なり。皇道は即ち神道なり。」との説明からも明らかであろう⁽²⁷⁾。

三 宮地嚴夫の国体護持活動

三―一 宮地嚴夫の懸念

宮地嚴夫は、国体を「国体ニ於テハ万古不変ニシテ、仮ニモ動スベキモノニ非ズ、万一政治ノ都合ニ依テ、国体ヲ改ル事アラバ、乱臣賊子タルヲ免レザルベシ」と考えていた。⁽²⁸⁾しかし、明治の御代に於てその国体は、累卵にあると判断し、ことある毎に国体を護持するための人心統一を提唱していた。

宮地が懸念としていた所は、大きく分類すると三つある。一つ目は、欧米化に伴う異文化受容の影響、二つ目が「異説家」の存在、三つ目が欧米列強による植民地化である。

三―二 欧米化に伴う異文化受容の影響について

まず、国体を危うくする欧米化に伴う異文化受容については、主に①キリスト教の流入と政府による欧化政策の影響、②異文化受容によって人心が「欧洲主義」、「日本主義」に分裂し、それが極端な方向に進むことの二点が述べられている。①から順に検討しよう。

宮地嚴夫がキリスト教を危険視していたのは、幕末期以来のことである。

慶応ノ前ヨリ在野ノ有士カ勤王ヲ唱ヘテ王政ノ復古ヲ企図シ、堂上諸賢カ霸政ノ専横ヲ憤リテ皇威ノ挽回ヲ計画セシ當時、尊皇攘夷ノ論盛ナリシ。其攘夷ノ要點ハ何ニアリシヤ、他ナシ其実耶蘇ノ我國ニ害アル論シテ喋々セシ猶耳底ニ喧シ。⁽²⁹⁾

と述べ、「我皇国ニ之ヲ用ユレハ、忽チ国体ヲ破ル。其害タル儒仏ノ類ニ非ス。豈ニ之カ備ヲナサ、ルヲ得ンヤ」としていることから明らかである。⁽³⁰⁾

宮地嚴夫は幕末期に尊王攘夷運動に参加し、その後においても高知藩異宗者説論掛として浦上キリシタンの改宗を担当、神宮教高知本部長時代にはキリスト教及びそれと提携した自由民権運動を徹底して封じ込めていたので、その来歴から考えるとキリスト教の存在は彼の人生の大半の時期を悩ませた問題といえる。

宮地は、キリスト教及びキリスト教国の制度を採用する事の危険性について、

今耶蘇教師カ表面ニ蔓延スル所ノミ彼宗教ト看做スヘカラス。実ハ方今朝廷ニ於テ専ラ因リ給フ所ノ兵制ハ所謂耶蘇ノ国ニテ編制セシ兵制ナリ。学則ハ専ラ耶蘇ノ人ノ撰定セシ学則ナリ。法律ハ耶蘇信徒ノ間ニ行ハル、法律ナリ。其他彼国ノモノタル百事彼宗教信仰ノ中ヨリ成立セサルモノナシ。是ヲ以テ其善美ヲ尽スニ

似タルモ、幾分カ彼宗意ノ混淆セサルハナカルヘシ。
故ニ我皇國耶蘇ノ國トナラサル限りハ、之ヲ全フシテ
採ル可カラサルヤ多言ヲ費サスシテ明了ナリ。⁽³¹⁾

と述べ、日本がキリスト教国化していくことの懸念を表明し、

然ルヲ全ク彼ニ因ルトセハ、知斯塔々既ニ彼宗中ニ入
リタルガ如シ。年ヲ積ミ日ヲ累テ自然ニ我皇國ヲシ
テ亦耶蘇ノ國トナスニ至ラサレハ、其底止スル所ナカ
ルヘシ。既ニ耶蘇ノ國トナラハ、何ヲ以テ皇統ヲ無窮
ニ伝ヘ何ヲ以テ國体ヲ維持セン。其漸最モ恐ルヘキナ
リ⁽³²⁾

とキリスト教国化が進んだ場合、最終的に皇統、國体が維持できなくなると警告している。これを防ぐには、「第一皇國固有ノ國体ヲ十分御調査在テ、然後、此体ニ応スル所ヲ以テ彼國ノ制ヲ採リ、之ヲ酌量シテ適宜ニ処シ給ハン事、實ニ方今ノ大至要ト云ヘシ⁽³³⁾」としている。つまり、我が國の國体を熟知した上でなければ、異文化受容すべきではないという立場であったことが理解できよう。彼が、國体論を研究し、各種講演で力説していた理由の一端が理解できたものと思われる。

キリスト教に次ぐ悩みの種であったのが、②の異文化受容によって人心が「歐洲主義」、「日本主義」に分裂し、そ

れが極端な方向に進むことにあった。

まず「歐洲主義」からみていこう。宮地嚴夫は、「歐洲主義」を基にする「歐化論」が流行する当時の様子について

明治維新の前後より。追々歐洲流の學風に壓倒せられて。其最も甚しき歐化論を唱ふる者の中には。人種改良論とて。苟も己れ日本人にて在りながら。自今日本の男子を潰し。日本の婦人を以て之を皆歐洲の男子に進呈し。専ら歐洲人の種を蒔て貰ひて。日本を歐洲人種にして仕舞たらば体も大きくなり。知識も出来て。宜しからむとさへ云ふに至りし程の事でしたから。一時は我古代の歴史の攻究。祖先の詮議などする事は。思ひもよらぬ事でありました。⁽³⁴⁾

と述べている。

宮地は、「歐洲主義」者を
彼日本人にして。歐洲主義をとり。日本分子破壊論を主唱するが如きは。一身にて之を云へバ。自己固有の精神を撲滅して。其蹟を止めず。之に換ふるに。他人の精神を以てせむとし。又一家にて之を云ハむも。我身及び我在來の家族をも放逐滅却して。之に換ふるに。他家の家族を以てせむとするが如し。其代りて人來らむとする。他家たり他人たる者の為には。意外の便益

無上の幸福なるべきも。自ら之をなし自ら之を招く。

一身たり一家たるものをバ。抑々之を何とか云はむ。

其愚実に言語同断なるべし。⁽³⁵⁾

と述べて「日本分子破壊論」と非難し、「本邦在来の旧分子を破壊し。之に換ふるに歐洲の新分子を以てし。旧日本を換骨脱胎せしめて。歐洲の新日本と為むとするにあり」⁽³⁶⁾とする国家転覆を凶る危険思想集団とみなしていた。

宮地嚴夫は、もう一方の「日本主義」についても懸念を示している。彼は、「日本主義」を「日本固有の精神即ち國体を保維し。更に歐洲の新分子を採択して。之が滋育涵養の具に供し以て之が発達を図り。専ら國力を拡充するを以て自ら任するにあり」⁽³⁷⁾とする「本邦精神発育論」と定義している。宮地は、「日本主義」者を「本邦人にして本邦精神を発育せむと欲するなれば。至当の事にして。其真を本体とする者なるや。亦多言を要せざるべし」⁽³⁸⁾と肯定的な評価を示しつつも、

本邦精神発育論中。真正なる発育論ハ最も宜しけれど

も。其中自然に保守の意を含み。保守中或ハ幾分の守

旧の弊を含むもの無を保すべからず。抑々此弊たるや。

其元本邦を愛念するの本心より発するものなれば。其情愛すべきもの無に非ずと雖ども。如何せむ。其弊是非善悪を問はず。利害得失を論ぜず。唯我在来の事物

と云へば何もかも是を固守せむとするに至る。⁽³⁹⁾

と愛國の精神は立派であるが、守旧に固執するあまり善悪や利害得失を考えずに徒に在来の事物を固守する欠点があると指摘している。

宮地は「凡そ事物の原則たる。進化するを以て常とす」⁽⁴⁰⁾と述べて、世界各国が競って進化している中でこれに応じられない国は滅ぶとし、折角の愛國の念がかえって弊害となると警告している。彼は、「日本分子破壊論」を「進化度を過して妄」とし、「日本精神発達論」を「退守度を得ずして妄」として「共に國家の妨害となるに至ては一なり」⁽⁴¹⁾と結論している。

宮地は、「國家の妨害」ともなりえる両主義の弊害を取り除くために

此二主義に係る真妄を講究研磨し。其妄を去り其真を求めて之に興し。全國の同胞をして。縦ひ実施の方法は異なるも。其主義に至りては全く同一の真理に帰せしめ一人も方向を謬るもの無らしめむことを計るは。實に方今の急務と云ふべし。⁽⁴²⁾

と述べ、「歐洲主義」者は、「日本主義」に立ち返るべきであり、「日本主義」者は、頑固守旧を改めて、「純然たる有為活発の日本主義」を確立すべきであるとしたり。

宮地の目指すあり様とは、

吾人は日本の臣民所謂大和の民族なれば。其宗旨党派の如何に拘はらず。日本の臣民大和の民族たる本原に廻りて之を講究研磨し。互に本邦に対するの本分を誤らざらむことを計り。以て之が預防を為むと欲するものなり⁽⁴³⁾

とするもので、宗教宗派や政党党派、身分を越えて「日本の臣民大和の民族」として纏まることであつた。つまりは、天皇を中心とする国民国家の実現といったところであろう。この理念を実現するために設立したのが、明治会であつた。明治会は、綱領を敬神、愛国、尊王に据え、⁽⁴⁴⁾天皇を中心に臣民が纏まるための「講究研磨」する学会であつた。宮地は自ら明治会の幹事となり、

日本人の特性たる。祖宗を崇敬することなり。皇室を尊戴することなり。本国を愛念することなり。凡此三のものは日本人の特有にして。此れが為には。毫も生命だも顧ること無き。即ち之を大和魂と云ふなり。日本人には。此大和魂あるを以て。斯る宇内無比の我国体をも保有し来れるものなり。しかれば我國民には。何處までも。此大和魂を亡失せざらしめざるべからず。⁽⁴⁵⁾と述べて、敬神、愛国、尊王こそが「大和魂」そのものだと力説している。

この「大和魂」が機能した社会は、

抑本邦に此特有なる絶美の稟性。所謂大和魂と称する精神有りて。多く其行為の真正に出るより。古来海外より礼儀の国とも君子の国とも。佳称せられ来りたるは。是全く真正なる皇祖玄宗の懿訓有りて。建国以来君臣上下乃大義名分一たび定まりしより。敢て之に背戻するものなく。国家の組織君臣にして父子の親を懐ね。上下共に之を奉じ之を戴き。君臣共に之を守り之を持ち。以て其帰向する所を一にし。全国の人心合同一体となりて。恰も一身の如くに整頓し。強固に之を守りたるの致す所で有ります。⁽⁴⁶⁾

となるものであるという。宮地が考える目指すべき日本社会の様相が理解できよう。そして、彼が推奨する天神皇祖の「天意」に叶う異文化受容とは、

彼固有せる。皇祖の遺訓。惟神の風教を基礎とし。其新古漸次に吸収し来れる。海外諸邦の道学。及び制度文物学芸技術をも。悉皆之を統合大成して。完全の域に達せしめ。無形に就き有形に就き。我国力を膨張せしめて。漸次に世界の列国に普及せしめ。以て帝国中の帝国たるを。実にせんとする。⁽⁴⁷⁾

とするものであつた。つまり、我が国固有の「皇祖の遺訓」、「惟神の風教」を基礎においた上で異文化受容し、それを統合、発展させた上で海外にまで及ぼすというもので

ある。

明治会は、その理想を達成させるためのシンクタンクであつたといえよう。宮地は、明治会の幹事として約十年間にわたり、演説会や機関紙『明治會叢誌』に寄稿を行っている。

三―三 「異説家」の存在

宮地嚴夫は、「異説家」なる存在も危険視していた。彼が危険と判断したのは、「我国家の組織を破壊し、皇室の尊厳を毀損し、禍害を千歳に遺し、不幸を将来に招かむとする」⁽⁴⁸⁾とする言説で、彼はその具体例として、

我国に生れて、我国家の最も貴重すべき、我正史に、種々の異説を試み、或は孜孜として既に確定せし、我紀元の年数を短縮ならしめむとし、又は汲々として、我皇室を海外より、渡来せられし、蕃種の如く云ひなし、或は勉めて我固有の風儀を冷評して、殆ど之れを野蠻の如く説きたて、又は我国史の文章を矯て、昭々たる古代の事蹟を抹殺し去らむとするの類⁽⁴⁹⁾

が挙げられている。宮地は、これらの論者をまとめて「異説家」と呼び、「実に国家の大罪人たるを免かれざるべし」⁽⁵⁰⁾と非難を行っている。

宮地は、「異説家」には、三種類の目的があると考えて

いた。一つ目が、旧幕時代と違つて言論が自由になつたことを幸いに「時風に諂ひ、新奇を好む人情に投して、異論を唱へ、奇説を吐き、以て博識家とか、卓見家とか云ふ、自己の名譽を貪り、榮利を営まむと欲する俗情に蔽はれて、遂に良心を晦まし、我国家の大事をも、打忘れたる結果爰に至りたるもの」⁽⁵¹⁾であるという。これは、売国奴といったところであろう。

二つ目が、「無神論」、「有無不可思議家」、「独一神論」といったものを信じ、「我国家は、元來神国とも称する程の国なれば、其組織礼典悉く有神を以て、成立有るを遺憾に思ひて、之を打破せむとする意に出」⁽⁵²⁾る論者であるという。これは、自虐史家である。

三つ目が「当時其籍の本邦に在るにも拘はらず、實は韓地か、若くは支那等より、帰化し來れる人種にて、表面には、此国の臣民たるも、暗々裏に、其本国に尽すの情ありて、此の如きに至りたるか」⁽⁵³⁾としている。これら三種は、宮地嚴夫が想定する国体護持活動をする上での戦うべき相手の特徴であつたといえよう。

この「異説家」の中でも、宮地嚴夫が「之れをも忍ぶ可くむば、何れをか忍ぶ可からざらむ、吾人素より事を好まざると雖も、臣子の分爰至りては、黙すること能はず」⁽⁵⁴⁾とまで述べた事件が、久米邦武筆禍事件であつた。宮地は、

「国家師表の任」⁽⁵⁵⁾にある帝国大学教授が、国体破壊論に加担したことに激怒したのである。宮地は自ら『祭天古俗説弁義全』を執筆し、七項目にわたって久米論文の問題点を指摘して論破している。

しかし、その後においても「異説家」の退縮する傾向がみられなかった。宮地は、伊勢神宮をはじめとする「我国家の組織は、御承知の通り有神論にて出来て居りまして」と述べ、「学問の変遷から若し無神論にでも成て仕舞やうの事でも有つたならば、此の我国家の基礎が破れて、諸外国と何むの選ぶ所の無い国と成て仕舞ひます、実に我国に取て此上の不都合は有るまいと思ひます」との危機感を強めている。

彼は、この問題に対処するために二つの著作を用意した。一つは、「天佑神助の皇祚と共に無窮なる所以」⁽⁵⁸⁾を証明することを目的として日清戦争期における天祐に関する記事・情報を集記した『日清戦争天佑紀聞』（明治三十七年刊）であった。

もう一つが、『本朝神仙記傳』の編纂である。彼は、「我々は断じて有神を信ずる所より、其証拠を挙ぐるの最も必要なるを感じました」と述べ、「今日の世間の情態から申しますと、正面から神のことを申したならば、頑迷固陋の言として殆ど聴人は有りますまい」とする社会情勢を

考慮して、「神仙」という聞きなれないタイトルであれば注目してもらえないのではないか、また、神も神仙も幽冥の存在であるので、神仙がいれば神も実在することに気付くであろうとの意図で執筆した⁽⁶⁰⁾。無論、平田家門人の彼が「神仙」という言葉を用いた場合、平田篤胤が『大扶桑国考』で定義する所の「僊人と云るは、神世の神等をいへり」とする発想を基礎としていることはいうまでもない。⁽⁶²⁾この『本朝神仙記傳』は印刷まで完了していたにもかかわらず出版されていない。両書が刊行されれば、『日清戦争天佑紀聞』は現今の、『本朝神仙記傳』は歴史における宮地巖夫による有神論の証明となるところであった。

宮地巖夫は、生涯現役の掌典であり続け、大日本帝国最大の重儀である宮中祭祀、神社祭祀の法令化を担当した人物であった。その彼が、仮にでも無神論を認めたとすれば、帝国の根幹が虚偽となる。宮地巖夫の置かれた立場とは、そのような立場であった。彼が、「神がないといへ、いはねばこれだと、白刃以てつめよる者があっても、自分はな」とは断じていひ得ない。何となれば、神の存在は、目前の事実であるから⁽⁶³⁾と述べていたのも首肯できよう。彼にとつての無神論とは、黙視できない打破すべき存在であった。

三十四 欧米列強による植民地化への懸念

宮地嚴夫の言説には、優勝劣敗、弱肉強食の国際情勢下で日本が外国に併呑される危険性を警告するものが頗る多い。彼は、明治十年代から世界が統一に向かうとする Herbert Spencer（一八二〇年生—一九〇三年没）の社会進化論を研究し、それを平田国学に導入するなど、社会進化論には特に関心を払っていた。世界が統一に向かうとする発想は、明治十年代の神宮教時代から最晩年の『世界太古傳史話』（未完成）まで変わっていない。⁽⁶⁴⁾ 換言するならば、彼は、人生の大半を統一が進む世界における日本の生き残りを模索することに費やしていたともいえよう。

大英帝国の十分の一にも満たない国力の日本が、植民地化を免れて最後まで生き残るには、どのようにあるべきか。宮地は、その答えを

今宇内の大勢より観来りて目下の我国情を考ふるに、国家将来の大計に関して、一日も等閑に附し置く可からざるものは、我国民の精神の一致を計るより急なる事は有りませぬ、其故如何とならば、優勝劣敗、弱の肉は強の食となるを免かれざる、此生存競争の、現世界に於て、何が優勝国となり、何が劣敗国と成るかと申さば、此には種々の原因となるべきもの有るが中に

も、一国の上下混和し、国民精神一致したるものは必ず興り之れに反して、民心支離滅裂上下背戾するものは、必ず廢するを免がれざるは、数に於て最とも觀易き所⁽⁶⁵⁾で有ります

としている。彼は、天皇を中心として挙国一致で当たる以外、世界で生き残る道はないと認識していたことが理解できよう。

ここから、宮地嚴夫が、民心を統一しないと日本が減ぶとの認識のもと、国体護持活動を行っていたことが理解できたものと思われる。

しかし、宮地嚴夫の活動とは裏腹に事態は必ずしも好転していたわけではない。彼は、教導職時代を振り返って一致の成功には至らなかつたと告白している。⁽⁶⁶⁾ 彼が神宮教の首脳として活躍した明治十九年には、「皇国を一大教会と看做す」という理想のもとに神宮教、大社教、大成教、黒住教、実行教、御嶽教、神習教、扶桑教が「神道八教盟約」を締結するに至っている。⁽⁶⁷⁾ これは、宮地嚴夫の宿願でもあったが、実地に移すと成功しなかつたとみるべきであろう。

宮内省掌典職就任後の主な活動の場であった明治会においても、一時の盛況をみたが、明治三十二年には資金難もあつて解散を余儀なくされている。

四 宮地嚴夫の国体護持活動の結論

これらの経験を経た宮地嚴夫が出した結論は、明治天皇の軍人勅諭と教育勅語をもって人心の一致をはかることであつた。その意図は、明治三十二年の「民心統一の方法」という論説で明らかにされている

彼は、明治天皇の大御心が維新以来一貫して「皇祖皇宗の懿訓を奉じて。国体の尊嚴を強固ならしめ⁽⁶⁸⁾」ることにあるとし、その矜式として示されたのが軍人勅諭と教育勅語であると述べた。そして大御心を遵守し「国民一般の精神を一致⁽⁶⁹⁾」させるには、

我国の道徳を確立して。国民一般の精神を一致せしめんことを計るの一事に於ては。聖上の勅旨を遵守し奉るの外無く。聖上の勅旨を遵守し奉らんには。此文武の勅諭と勅語とを講明して。之を世に普及せしむるの外有るべからず。斯の如くにして。此聖勅を天下に普及せしめんか。国民をして自然に一致せしむべきこと。又何ぞ難かるべき。此れ前に我國民を統一せしむるの法は。自然に確定したるもの有りと云へる所以なり⁽⁶⁹⁾。

と述べ、軍人勅諭と教育勅語を講明して普及する以外方法がないと述べている。彼は明治三十一年より偕行社において軍人勅諭の講義を開始しているので、構想の発案自体は、

明治三十二年よりも前であつたとみるべきであろう。彼は、明治三十二年九月から雑誌『祖国』で「勅語講話」の連載も開始した。翌十月三十日には、皇典講究所、神宮奉斎会、彰善会、大日本実行会、日本弘道会、大八洲学会、令徳会、国語伝習所の各団体が発起人となつた勅語下賜記念会の発起人総代となつた⁽⁷⁰⁾。そして同日付けで井上頼因と共に「明治二十三年十月三十日下し給へる勅語の聖旨を遵奉実行し惟神の大道を宣揚し国体の精華を發揮する⁽⁷¹⁾」ことを目的とする大日本実行会の主監兼諮詢員に就任している。会頭を久我建通、副会頭を黒田清綱とするこの会は、勅語の普及のための建議案を貴衆両院へ提出し、その臨時運動事務所を両院の近くに設立するといった活動計画を立てている⁽⁷²⁾。

明治三十三年六月に九団体連合勅語奉読連合大会が偕行社にて開催され、宮地が勅語講話の登壇者となつた⁽⁷³⁾。彼が勅語の普及に中心的な役割を果たしていたことが理解できよう。明治四十年代には、皇典講究所神職教習科の勅語の講義を担当するといった活動も行っている。

このように教育勅語の普及活動を本格化していく最中に、皇道の中核である神道内部においては、神職と教導職とが教義をめぐる激しい対立を起こしていた⁽⁷⁴⁾。

これを見かねた宮地は、彼らを国体護持活動の担い手として活用することを思いついた。明治三十七年の「日露戦

争と教育勅語」という講演記録の中で、国体の精神を涵養する任務にあたるべきは、全国の神官神職と教導職であると説いている。⁽⁷⁶⁾その理由は「神道は、其の成立も、其の目的も、全く国家的であつて、神官神職諸氏の如きは、多少時間の余裕もあり、研究するといへば我国典が専らで、随へて国体のことに就いて明く、比較的奥深く研究せられた人、又成し得る人である」と述べている。⁽⁷⁶⁾

次いで、明治三十九年五月二十日の「神職教職諸君に議る」の講演⁽⁷⁷⁾において、神職、教導職双方に向かつて、彼らが神道教化の演説、説教を熱心に行つていない現状に不満を述べ、このまま放置すると皆外教の信者となつて皇道即ち神道が衰退すると叱責した。そして、「元来我國民の、必ず心得置かねばならぬ、文訓武教を御示しなされた聖勅でありますから、此れには神職でも教職でも、固より異議の有るべき筈はありませぬ⁽⁷⁸⁾」と釘を刺し、「此の二ツの聖勅は、全く我惟神の道を以て、御示しなされたものであるから、此れを講明すれば、即ち惟神の道を講明すること、なる訳にて、極めて都合の能きことであります⁽⁷⁹⁾」と両者に向かつて「惟神の道」は勅諭勅語であると論じた。

宮地は、海外への移住雑居が進む中、日本精神を持たない國民が海外に移住すると心まで外国に帰化するので、その状況は日本の発展の為に宜しくないとし、防護策として

「我國民の脳中へ、普く我皇道神道を注入して 置ねばならぬ、時期に迫りました、此れを注入するには、此勅諭勅語の講話を、実行するより外に、名案が無からうと思はれます⁽⁸⁰⁾」と提案し、勅諭勅語の講話の実行を迫つた。

宮地が実行案としたのは、彼自身が行つていた『勅諭講話』、『勅語講話』のような、児童にも理解可能な講話書の作成であつた。これを神職、教導職各々が作成して出版し、日本各地に広め、「全国内毎戸に、勅諭勅語の講話を蔵せぬ家の無きまでに、行き届かすやう致し度⁽⁸¹⁾」と述べている。宮地嚴夫は、逝去四年前の大正三年に至つても勅諭勅語普及の情熱は衰えず、大正天皇侍従の清岡長言や松平頼壽、徳川達孝、井上頼圀らと共に

現時思想界の趨勢に鑑み明治天皇宣詔の勅育教語⁽⁸²⁾を奉⁽⁸²⁾体し國民道德の振興を図り兼ねて神祇尊崇の氣風を涵養するを以て目的として起れり。此目的を弘布する為め各地に支部を置き、神職神道教師と相呼応せんとす⁽⁸²⁾とする「聖訓奉旨会」の賛成員になつて教育勅語の普及に尽力していた。

五 おわりに

本稿の検討により、宮地嚴夫が、天皇を中心とする國民国家を実現させるために精力的に活動していたことが理解

できたものと思われる。ここから同時に宗教教派や政党といった国民の精神を分裂させる存在を彼が危険視していたことも理解できたものと思われる。

宮地嚴夫は、「吾人が尊奉崇拜するは。即ち我皇祖皇宗⁽⁸³⁾」と断言し、熱心に敬神、愛国、尊王の「大和魂」を提唱し、生きては皇国の民として、死しては皇室護衛の神となるという生死を問わない天皇への忠誠に全生涯を捧げていた。宮地は、国家に対して功績を立てることで、靖国神社のような国家の宗祀たる神社において祀られることを最大の名誉と考えていた。これが実像としての宮地嚴夫の姿である。土佐藩時代に親しく交わり、同門の間柄であった武市半平太や宮地常磐といった恋鬪の勤王志士の精神をそのまま大正時代まで引き継いだ人物であったと評価できよう。

宮地嚴夫は、晩年の講演会において明治天皇の詔勅、御製を例にだし「畏れながら先帝陛下の叡慮は我神道即ち惟神の道を以て、我国家の道德を保たせ給はんとすの叡慮にて在せられたること、火を見るよりも炳焉⁽⁸⁴⁾で有ります」と述べ、それにも拘わらず神道が振るわなかったのは、「先帝の叡慮に對し奉りて、斯道に従事する者に在りては、実に申訳の無き次第にて、残念とも遺憾とも恐懼此上無き事有りませぬ⁽⁸⁵⁾」と述べていた。

宮地嚴夫が逝去間際まで志していたのは、国体である明治天皇の大御心に基づく皇道即ち神道の普及であって、特定の教祖がいるような新興宗教ではない。その彼を、宗教団体の教主とすることは、皇道以外の神道はないと唱え続けた彼の生涯に対する侮辱以外なりえないことが理解できよう。神仙道本部創設者の清水宗徳ですら、宮地嚴夫が「生涯を通じて一度も治病禁厭修法といふものはやられなかつた⁽⁸⁶⁾」と洩々ながら認めざるを得なかつた。いくら調べても生前の宮地嚴夫が、「宮地神仙道」なる教団を運営していたという実態がないのである。この問題については、拙著『宮地神仙道』という幻想⁽⁸⁷⁾に纏めたのでそれを参考にされたい。

本稿においては、従来の宮地嚴夫像が余りにも史実とかけ離れているので、あえて彼の「天職」の全体像を提示することに拘つた。無論のことであるが、今後において本稿の各項目を個別かつより詳細に検討し、緻密な形で宮地の実像を提示したいと考えている。

在世中の宮地の活動に関しては、国体の理屈が通用しないウエストリア体制下の世界における「帝道唯一」のあり方を示した言説の検討や生涯史の確立など、さらなる検討課題が山積しているが、それ以前の問題として、これまでの検討でも明らかなように宮地嚴夫が教団云々とする

『神道事典』の記述は、事実ではないので訂正されるべきであると筆者は結論する。

註

- (1) 本稿においては、基本的に旧漢字を現行漢字に直したが、固有名詞などにおいて筆者が必要と認めたものに限り、両用した場合もある。句読点は『国体之義ニ付上申案』、『氏子之心得』を除いて原則そのままとした。原史料に付されているフリガナは全て省略した。
- (2) 『宮地神仙道』については、國學院大學日本文化研究所編『縮刷版』神道事典 弘文堂（平成十一年）四百九十頁に掲載。
- (3) 清水宗徳「水位先生と神通（上）地上開闢以来の奇蹟」『神仙道』第四十号（昭和二十九年）一頁引用。
- (4) 詳しくは、拙著『宮地神仙道』という幻想」玉廼舍塾（平成二十六年）を参照のこと。
- (5) 一例として、内閣文庫編「柳田国男先生座談筆記 内閣文庫の思い出」『北の丸』第十五号、国立公文書館（昭和五十八年）二十三頁にある。
- (6) 宮地巖夫「明治会は国家的學術を研究するを以て自ら任す」『明治會叢誌』第九号（明治二十二年）一頁引用。
- (7) 宮地巖夫「元氣の発露」『明治會叢誌』第三十三号（明治二十四年）十九頁引用。
- (8) 吉本半兵衛宛宮地再来書簡、宮地青丘監修・黒田常陽著『潮江天満宮と神道宮地学』玉廼舍塾（平成八年）百五十七頁引用。
- (9) 宮地堅磐（再来）「発刊の辞」『土佐の海』第一号（明治二十九年）二頁引用。
- (10) 色川大吉、我部政男監修『明治建白書集成』第九卷、筑摩書房（平成十二年）五百八十一頁～五百八十二頁参照。
- (11) 黒田宗篤「潮江天満宮神主・宮地常磐、再来の學術研究について」『東洋文化』復刊第九号（平成二十四年）、同著「宮地巖夫による平田国学の改良について」『言語文化学』vol.22（平成二十五年）、同著「宮地巖夫著『本朝神仙記傳』について」玉廼舍塾（平成二十五年）。「全国神職会会報」第二百三十六号（大正七年）五十一頁参照。
- (12) 『神風』第二百三十号（大正七年）二面引用。
- (13) 『神風』第二百二十七号（大正七年）一面引用。
- (14) 宮地巖夫「祭天古俗説弁義全」（明治二十五年）十頁引用。
- (15) 大久保青素「宮地巖夫先生の小傳 附たり逸話」宮地巖夫著・大久保千濤編『本朝神仙記傳』下之卷（昭和四年）四十四頁引用。
- (16) 宮地巖夫「国体之義ニ付上申案」（時期不詳）七丁表裏引用。
- (17) 同右、二十一丁裏引用。
- (18) 宮地巖夫「彼に感心すると同時に此の云ひ甲斐なきを憾む」『明治會叢誌』第四十三号（明治二十五年）二十三頁引用。
- (19) 宮地巖夫「芝区神職会講演速記」宮地青丘監修・宮地神道文獻刊行会編『宮地神道大系』第一卷、宮地神社奉賛会（平成三年）四百六十一頁～四百七十頁に収録。

- (21) 宮地巖夫「我帝国の膨張力」『明治會叢誌』第八十四号
(明治二十九年) 十六頁～十七頁引用。
- (22) 宮地巖夫「氏子之心得」(明治二十七年) 十四頁引用。
- (23) 同右、七頁～八頁引用。
- (24) 宮地巖夫「神道要領(承前)」『全国神職會会報』第六十四号(明治三十七年) 十二頁～十三頁引用。
- (25) 同右、十二頁引用。
- (26) 前掲『祭天古俗説弁義全』十八頁引用。
- (27) 宮地巖夫「神道要領」『全国神職會会報』第六十三号(明治三十七年) 十五頁引用。
- (28) 宮地巖夫「国体」『大八洲雜誌』卷之五(明治十九年) 三十七頁引用。
- (29) 前掲『国体之義二付上申案』二十丁裏引用。
- (30) 同右、十九丁裏引用。
- (31) 同右、二十丁表～裏引用。
- (32) 同右、二十四丁裏引用。
- (33) 同右、二十四丁表引用。
- (34) 宮地巖夫「国史編纂に対する所感」『明治會叢誌』第六十号(明治二十六年) 二頁～三頁引用。
- (35) 同右、十五頁～十六頁引用。
- (36) 宮地巖夫「明治会の今日に必要な所以を明らかにす」『明治會叢誌』第一号(明治二十一年) 五頁～六頁引用。
- (37) 同右、六頁引用。
- (38) 宮地巖夫「明治会今日に必要な所以を明かす(承前)」『明治會叢誌』第四号(明治二十二年) 十二頁～十三頁引用。なお、タイトルは、原文のままである。
- (39) 同右、十三頁引用。
- (40) 同右、十三頁引用。
- (41) 同右、十四頁引用及び参照。
- (42) 前掲「明治会の今日に必要な所以を明らかにす」八頁引用。
- (43) 前掲「明治会は国家的學術を研究するを以て自ら任ず」二頁引用。
- (44) 「本会にて唱ふる三条の大意」『明治會叢誌』第九号(明治二十二年) 卷頭参照。
- (45) 宮地巖夫「教育に対する私見」『明治會叢誌』第八十二号(明治二十八年) 二頁引用。
- (46) 宮地巖夫「本邦近世の三大美事」『明治會叢誌』第二十九号(明治二十四年) 二十九頁引用。
- (47) 宮地巖夫「我帝国の膨張力(承前)」『明治會叢誌』第八十五号(明治二十九年) 七頁引用。
- (48) 前掲『祭天古俗説弁義全』一頁引用。
- (49) 同右。
- (50) 同右、五頁引用。
- (51) 同右、三頁引用。
- (52) 同右、三頁～四頁引用。
- (53) 同右、四頁引用。
- (54) 同右、八頁引用。
- (55) 同右、七頁引用。
- (56) 宮地巖夫「神仙の存在に就て(華族会館に於て)」『全国神職會会報』第百三十八号(明治四十三年) 三十七頁引用。
- (57) 同右、三十八頁引用。
- (58) 宮地巖夫『日清戦争天祐紀聞 全』(明治三十七年) 五

- (59) 前掲「神仙の存在に就て（華族会館に於て）」三十八頁引用。
- (60) 同右。
- (61) 同右、三十八頁参照。
- (62) 平田篤胤「大扶桑国考」平田篤胤全集刊行会編『新修平田篤胤全集』第八卷、名著出版（平成十三年）五百四十七頁引用。
- (63) 星野輝興著・祭祀学会編『日本の祭祀』星野輝興先生遺著刊行会（昭和四十三年）三百二十二頁引用。
- (64) 詳しくは、拙稿「宮地嚴夫の平田国学改良論」を参照の事。
- (65) 宮地嚴夫「勅語講話」「祖国」第一号（明治三十二年）十五頁引用。
- (66) 宮地嚴夫「勅語講義（承前）」『全国神職会会報』第九十四号（明治三十九年）十九頁参照。
- (67) 前掲「宮地嚴夫研究1——その半生について——」百七十八頁参照。
- (68) 宮地嚴夫「民心統一の方法」『全国神職会会報』第一号（明治三十二年）七頁、八頁引用。
- (69) 同右、八頁引用。
- (70) 『全国神職会会報』第四号（明治三十二年）四十五頁、四十六頁参照。
- (71) 『全国神職会会報』第五号（明治三十二年）三十七頁引用。
- (72) 『全国神職会会報』第六号（明治三十三年）四十六頁参照。
- (73) 『全国神職会会報』第十一号（明治三十三年）四十九頁参照。
- (74) 宮地嚴夫「神道と宗教の關係」『全国神職会会報』第四十九号（明治三十六年）五頁、六頁参照。
- (75) 宮地嚴夫「日露戦争と教育勅語」『全国神職会会報』第五十八号（明治三十七年）四頁参照。
- (76) 同右、五頁引用。
- (77) 宮地嚴夫「神職教職諸君に議る」『全国神職会会報』第八十六号（明治三十九年）一頁、十頁に掲載。
- (78) 同右、六頁引用。
- (79) 同右。
- (80) 同右、十頁引用。
- (81) 同右、八頁引用。
- (82) 『全国神職会会報』第百八十三号（大正三年）の広告欄引用。頁数無し。
- (83) 前掲「彼に感心すると同時に此の云ひ甲斐なきを憾む」二十四頁引用。
- (84) 宮地嚴夫「神道普及の方法に就て」『全国神職会会報』第百六十九号（大正元年）十二頁引用。
- (85) 同右。
- (86) 清水宗徳「御四十七年祭日に当り 水位師仙の高風を思ひ奉る——忍苦と清廉の学的御生涯——」『神仙道』第十二号（昭和二十六年）三頁引用。
- (大阪大学大学院博士後期課程)